

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）

別添「自動車検査業務等実施要領」の一部改正案新旧対照表

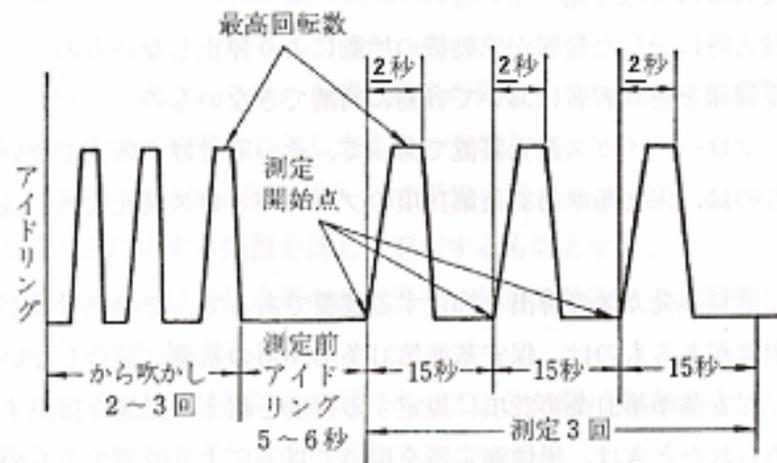
昭和36年11月25日自車第880号

改正平成15年5月28日国自技第38号、国自環第52号

新	旧
<p>第4章 自動車の検査（技術関係）</p> <p>4 - 21 （ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置）</p> <p>4 - 21 - 6 <u>保安基準第31条第22項に規定する自動車にあっては、原動機を無負荷のまま加速ペダルを急速に一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。この場合において、黒煙が同項に規定された値を超えるおそれがあると認められたときは、黒煙測定器を用いて以下により計測するものとする。</u></p> <p>なお、その判定に当たっては、当該自動車の排出ガス規制の識別記号により特定される規制値に基づき判定して差し支えないものとする。</p> <p>(1) 黒煙は、暖気状態の自動車の排気管内にプローブ（黒煙測定器の排気ガス採取部）を20cm程度挿入して測定する。ただし、プローブを20cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。</p> <p>なお、黒煙測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行うとともに、<u>測定の都度メータの表示を基準値（点）に合わせたうえで使用する。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 黒煙の採取は、次の運転条件のもとで行う。</p> <p>（イ）原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後直ちに加速ペダルを<u>放して無負荷運転に至る操作を2～3回繰り返す。</u></p> <p>（ロ）（略）</p> <p>（ハ）加速ペダルを急速に一杯踏み込み、踏み込み始めてから<u>2秒間持続した後、加速ペダルを放し13秒間持続する。</u></p>	<p>第4章 自動車の検査（技術関係）</p> <p>4 - 21 （ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置）</p> <p>4 - 21 - 6 <u>保安基準第31条第22項に規定する程度を超えた黒煙を排出するおそれがあると認められたときは、黒煙測定器を用いて以下により計測するものとする。</u></p> <p>なお、その判定に当たっては、当該自動車の排出ガス規制の識別記号により特定される規制値に基づき判定して差し支えないものとする。</p> <p>(1) 黒煙は、暖気状態の自動車の排気管内にプローブ（黒煙測定器の排気ガス採取部）を20cm程度挿入して測定する。</p> <p>ただし、プローブを20cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。</p> <p>なお、黒煙測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 黒煙の採取は、次の運転条件のもとで行う。</p> <p>（イ）原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後<u>ただちに加速ペダルを離して無負荷運転に至る操作を2～3回繰り返す。</u></p> <p>（ロ）（略）</p> <p>（ハ）加速ペダルを急速に一杯踏み込み、踏み込み始めてから<u>4秒間持続した後、加速ペダルを離し11秒間持続する。</u></p>

(二) ~ (ホ) (略)

(参考図)



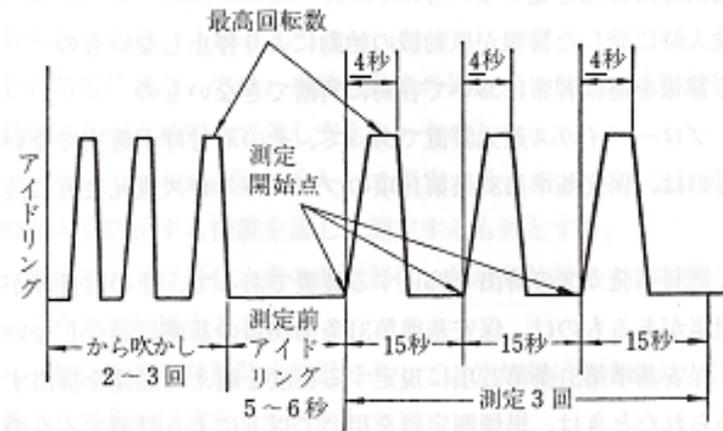
(4) (略)

附 則

この通達は、平成15年6月1日から適用する。

(二) ~ (ホ) (略)

(参考図)



(4) (略)